

## 議事要旨(6)特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、投資育成目的（いわゆるベンチャーキャピタル（VC）条項）及び債権回収目的の取扱いについての検討が行われている旨の説明がなされた。

引き続き、秋葉主席研究員より、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲に関する適用指針案」（以下「適用指針案」）について説明がなされた。

- ・ 他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である旨を明記した。なお、実質的な営業活動を行っているかどうかは、第三者からの資金拠出が多くなされているかどうか、複数の投資先は幅広く投資を行っているかどうかなどの観点から判断され、法人格や物的施設の有無のみによって判断されるものではないと考えられる。
- ・ 投資先である他の会社等がさらに別の他の会社等に投資を行っている場合（いわゆる多層構造）の取扱いを示した。このような場合には、最初の投資先である他の会社等及びその投資先である別の他の会社等について、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い-3にいう他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する事項を満たしていても、「当該他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること」等の要件を満たしていれば、子会社に該当しないことにあたるものと考えられる。

この説明に対する委員等からの発言は以下のとおりである。

- ・ 他の会社等との取引がほとんどない場合の要件について、債権回収目的の場合、通常取引としての融資を除くとすると、実質支配力基準において、資金調達額の総額の過半について融資している場合が支配に該当することを定めている現行の規定との間でバランスがとれていないのではないかと質問があり、これに対して事務局からは、検討する旨が回答された。

以 上